

八王子市告示第291号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年9月5日

八王子市長 初 宿 和 夫

記

1 要措置区域

別図のとおり（八王子市富士見町3番32）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

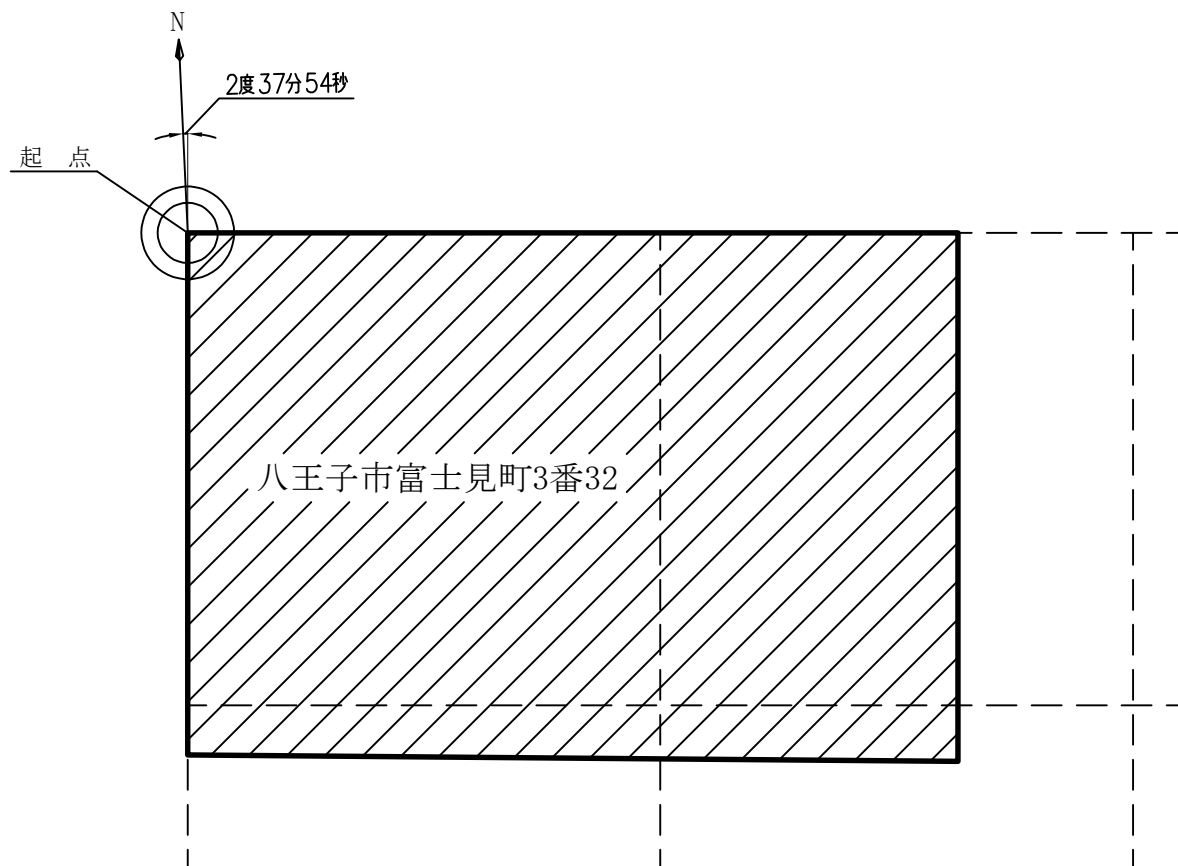
3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

<問合せ先>

環境部環境保全課

別 図



【凡例】

--- : 単位区画

— : 敷地境界

▨ : 要措置区域

【起点】

起点は、座標 (X=-36714.782、Y=-43670.267) とする。

※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(2度37分54秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。